

令和 3 年度 新潟市特定健康診査受診勧奨業務
 プロポーザル委託業者選定要領

1 審査の方法

- (1) 令和 3 年度新潟市特定健康診査受診勧奨業務に係る業務委託業者選定委員会設置要綱に掲げる選定委員会による書類審査とする。
- (2) 提出期限までに本市へ提出された企画提案書を基に審査を行うものとする。資料の追加、変更、再提出は、これを一切認めない。

2 評価の基準

選定にかかる評価項目、評価の視点、配点（100点満点）は下表のとおりとする。

評価項目	評価の視点	配点
ア 自治体及び国民健康保険特定健康診査の受診勧奨業務の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する健診等の受診勧奨業務を受託した実績があるか、また、市町村国民健康保険特定健康診査の受診勧奨実績があるか ・そのうち中核市以上での実績があるか（実績数に応じて評価） 	5 点
イ 健診等の受診率向上実績	<ul style="list-style-type: none"> ・健診等の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか （健診等の対象者数、実施前後の受診率向上等により評価） 	15 点
ウ 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を遂行するための、職員の配置・教育（公衆衛生学修士・博士の在籍）、危機管理、個人情報の保護等の体制が整っているか 	5 点
エ 提案内容、実施方法、手法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的の達成に向けて、適切なコンセプトで効果的な提案内容となっているか （第三期特定健康診査等実施計画で示す目標値達成に向けて、受診率向上が期待できる提案内容となっているか） ① 通知物は見やすくわかりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているか ② 対象者に応じて、受診行動を促す工夫をしているか ③ 通知物の送付計画は受診率向上に効果的で無理のない計画になっているか ④ 継続受診者の増加が期待できるものか。新規国保加入者^{*1}の健診受診を期待できるものであるか 	40 点

	⑤ SMSによる勧奨において、勧奨メッセージ・ランディングページが受診行動を促すような内容・デザインになっているか。	
オ 効果検証	・効果検証は適切なものとなっているか。 (翌年度に寄与するものであるか。)	10点
カ 提案の独自性	・新潟市の実施体制や、これまで実施した未受診者対策をふまえた上で、事業者ならではの強みを生かした、受診率向上に資する付帯的な協力を提供できる独自の提案になっているか。	15点
キ 事業費	費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか。また、確実に実現出来るものになっているか。	10点
合 計		100点

※1 40歳の者や、前年度途中に転入等のために、当該年度に初めて特定健康診査の対象者として受診券の交付を受けたもの

3 最優秀提案者の選定方法

企画提案内容を審査し、採点により最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する。なお、最高点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、概算見積額の低い提案者を第一位として決定する。その際概算見積額も同額だった場合には、選定委員会の委員長による採点が高い提案者を第1位として決定する。